

平成 年 月 日

マンション維持管理基準適合確認申請書

沖縄振興開発金融公庫
融資第三部長 殿

(住所)

(会社名)

(代表者名)

連絡先 Tel () (担当) (印)

公庫事業者番号

共同事業者の有無 有 無

- ※ 代理人(支店長等)に委任するときは、代理人の住所、役職名及び氏名をご記入ください。
- ※ 共同事業者の場合にあっては、代表の事業者(売主)が上記にご記入いただき、それ以外の事業者は(第二面)の下段の記入欄にご記入ください
- ※ 事業者が6以上の場合はの本申請書の作成方法及び提出書類は公庫住宅融資班にお問い合わせください。

下記のとおり、この申請書記載の確認事項及び遵守事項を了知の上、マンション購入資金融資の維持管理基準適合確認を申請します。

この申請書及び添付書類に記載の事項は、事実と相違ありません。

物件概要	マンション名							
	所在地							
	設計審査合格年月日及び番号	平成	年	月	日	第	号	
	販売開始予定年月日	平成	年	月	日			
	販売予定価額	(最高)			万円	(m ²)	
		(最低)			万円	(m ²)	
		(最多)			万円	(m ²)	
譲渡する敷地の権利	所有権							
	地上権	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	普通	<input type="checkbox"/>	定期	<input type="checkbox"/>	建物譲渡特約付
	賃借権	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	普通	<input type="checkbox"/>	定期	<input type="checkbox"/>	建物譲渡特約付

維持管理基準	① 修繕積立金(月額)	円/戸
	② 使用料	円/戸
	③ 修繕積立基金(120ヶ月で除した額)	円/戸
	修繕積立等金(①~③の計)	円/戸
	設計(竣工)図書の保管場所	

- (添付書類)
- ① 設計(変更)審査判定通知書(マンション)(写)
 - ② 設計(変更)審査申請書(マンション)付表1(写)
 - ③ 管理規約案
 - ④ 長期修繕計画案
 - ⑤ 販売に関する届出書
 - ⑥ 敷地の登記事項証明書(写)
 - ⑦ 建設地が表示された地図(写)
- } チェック欄

沖公融三 第 号 (住)

平成 年 月 日

マンション維持管理基準適合確認通知書

殿

沖縄振興開発金融公庫
融資第三部長

上記物件については、マンション購入資金融資の維持管理基準に適合していることを確認したので通知します。
(条件・その他)

公庫事業者番号

マンション整理番号

事業者の方は本申請書・通知書の写しを公庫融資をお申込みされる方にお渡しください。(取扱金融機関への提出が必要です。なお、共同事業者がいる場合は、次頁の写しの提出も併せて必要です。)

【 確 認 事 項 】 と 【 遵 守 事 項 】

I 【確認事項】

1 管理規約案

添付の管理規約案において下表に掲げる事項のすべてが規定されていることを確認しています。

管理規約案に規定する事項

- 1 管理規約の対象となる敷地、建物、附属施設及び共用部分の範囲
- 2 区分所有者が、次に掲げる費用を納入しなければならないこと。
 - (1) 管理費
 - (2) 特別修繕費
- 3 一定年数の経過ごとに計画的に行う修繕に要する経費に充当する場合に修繕積立金を取り崩すことができること。
なお、修繕積立金を取り崩すことができる事項を規定する場合には、次に掲げるもののうちいずれかに限る。
 - (1) 不測の事故その他特別の事由により必要となる修繕
 - (2) 敷地、共用部分及び附属施設の変更
 - (3) 建物の建替えに係る合意形成に必要となる事項の調査
 - (4) その他敷地、共用部分及び附属施設の管理に関し、区分所有者全体の利益のために特別に必要となる管理
- 4 修繕積立金は、管理費として区分して経理されなければならないこと。
- 5 管理組合が管理する敷地、共用部分及び附属施設の修繕及び変更は、管理組合の業務であること。
- 6 集会の議決事項（次の事項のすべてを規定する場合に限る。）
 - (1) 収支決算
 - (2) 収支予算
 - (3) 管理費、特別修繕費及び使用料の額並びに賦課徴収方法
 - (4) 管理規約に規定されている修繕積立金を取り崩すことができる事項に対する資金の借入れ及び修繕積立金の取崩し

2 長期修繕計画書案

添付の長期修繕計画書案は次の①②に適合していることを確認しています。

- ① 計画期間が20年以上であること。
- ② 外壁補修工事、屋根防水補修工事及び給水管補修工事が修繕項目として掲げられており、かつ、当該工事に係る予定時期及び予定工事費用が明記されていること。

3 修繕積立金等の額

団地の住宅部分に係る修繕積立金を設け、かつ、次の総額の1戸当たり平均月額を6,000円(1戸当たりの平均専有面積が55㎡未満の場合は5,700円)以上であることを確認しています。

- ・毎月積み立てられる修繕積立金の初年度における1ヶ月当たりの額
- ・修繕積立金会計に充当される駐車場や専用庭等の使用料の初年度における1ヶ月当たりの額
- ・新築購入時に修繕積立基金（修繕積立金会計に充当されるもの）を徴収する場合は、修繕積立基金を120ヶ月で除した額

II 【遵守事項】

購入者に対し、重要事項説明時まで提示・説明等を行うことを確約します。

- 1 基準に適合した管理規約案を提示し説明すること。
- 2 基準に適合した長期修繕計画書案を提示し説明すること。
- 3 基準に適合した修繕積立金、修繕積立金会計に充当される使用料及び修繕積立基金の予定額を提示し説明すること。
- 4 設計図書又は竣工図書の保管予定場所を説明すること。
- 5 長期修繕計画書及び修繕積立金は、竣工後一定時期(5年程度)ごとに点検、見直しが必要である旨、説明すること。

(住所)	
(会社名)	
(代表者名)	(印)
連絡先	Tel. () (担当:)
	公庫事業者番号

(住所)	
(会社名)	
(代表者名)	(印)
連絡先	Tel. () (担当:)
	公庫事業者番号

(住所)	
(会社名)	
(代表者名)	(印)
連絡先	Tel. () (担当:)
	公庫事業者番号

(住所)	
(会社名)	
(代表者名)	(印)
連絡先	Tel. () (担当:)
	公庫事業者番号

販売に関する届出書

平成 年 月 日

沖縄振興開発金融公庫 殿

事業主 (売主)	住所 名称 代表者名	〒 () Tel () <div style="text-align: right;">(印)</div>	
		宅建免許番号	() 第 号
	住所 名称 代表者名	〒 () Tel () <div style="text-align: right;">(印)</div>	
		宅建免許番号	() 第 号
代理 媒介 (仲介) 業者	住所 名称 代表者名	〒 () Tel () <div style="text-align: right;">(印)</div>	
		宅建免許番号	() 第 号
	住所 名称 代表者名	〒 () Tel () <div style="text-align: right;">(印)</div>	
		宅建免許番号	() 第 号

※代理人(支店長等)に委任するときは、代理人の住所、役職名及び氏名をご記入ください。
 ※事業主、代理・媒介(仲介)業者が3以上の場合の本届出書の作成方法及び提出方法は、公庫にお問い合わせください。

公庫融資をお申込みされる方に下表の物件を販売するにあたり、次の事項について遵守します。

- 1 宅地建物取引業その他の関係法令を遵守し、売主責任を履行します。
- 2 購入予定者には、売買契約上の瑕疵担保及びアフターサービスの内容を十分説明し、その内容に基づいて是正の申出があった場合は、誠意をもって対応します。
- 3 公庫が必要と認める調査・報告等に応じます。
- 4 以下の事項を遵守し、適正な販売活動を行います。
 - (1) 誇大広告、不当表示等を行わないことや購入者に対する重要事項の説明の実施等については、宅地建物取引業法、不当景品類及び不当表示防止法等の関係法令を遵守することはもとより、公庫融資の条件等についても意図的に誤解を招くような販売活動を行わないこと。
 - (2) 居意思、返済意思又は償還能力のない者を意図的に集客するような販売活動を行わないこと
 - (3) 融資金を住宅購入以外の用途に利用させることを意図するような販売活動を行わないこと
 - (4) 販売に際して、購入者に対し懸賞金等の金銭を交付するような場合又は購入者に代わり本来購入者が負担すべき諸費用等の金銭を負担する場合にあつては、売主の責任において、公庫の融資金の算定上は当該金額に相当する額を購入者の手持金として公庫融資の申込みを行うとともに、当該申込内容において購入者の手持金として計上されていることの確認を行った上で、購入者に公庫融資の申込みを行わせること
 - (5) その他、公庫融資制度の趣旨及び目的を損なうような販売活動を行わないこと

販売 物件	所在地 (登記簿上)	
	建物の名称	
	建築確認番号	平成 年 月 日 第 日

「マンション維持管理基準適合確認申請書」に添付して公庫にご提出ください。